

平成16年度 中小企業組合検定試験

問題と解答(5) 組合制度 ①

全国中小企業団体中央会

(前号から)

〔総評〕

平成16年度の「組合制度」の受験申込者は316名で、当日の受験者は244名、受験率は77.2%であった。このうち合格者は162名で15年度の164名とほぼ同数だったが、合格率は66.4%と昨年度の59.9%を6.5ポイント上回った。得点結果は、最高得点が97点、最低得点が15点、平均点は63.8点(昨年度は61.0点)であった。

受験者と合格率について、新規受験者(3科目受験者)と科目免除のある受験者(既に「組合運営」、「組合会計」のいずれか又は両方に合格して本年度「組合制度」を受験した人)別にみると、受験者数では新規受験者が199名で受験者全体の81.6%(15年度は74.5%)を占め、合格率では新規受験者が66.8%(15年度は62.7%)、科目免除者が64.4%(15年度は51.4%)と、昨年度と同様に、新規受験者の合格率が科目免除者のそれを

上回った。

以下、問題別の得点状況等を紹介する。

第1問は記述問題で、2問のうち1問を選択し、400字以内で記述するものである。白紙解答の6名を除いた238名のうち175名(73.5%)が設問1の『中小企業等協同組合法における「加入・脱退の自由」について』を、63名(26.5%)が設問2の「今日の時代において、中小企業組合制度が持つ積極的な役割について」を選択している。設問1は過去に何回か出題されている問題であったため選択率が高かったと思われ、平均得点率(配点に対する平均点の比率)も設問2を若干上回った。第1問では受験者の82.0%の200人が合格水準に達していた。

第2問は、中小企業基本法第15条(経営資源の確保)の条文の空欄に語群の語句を埋めて完成させる問題であるが、合

格水準に達した者は受験者の58.6%、143名とやや低かった。

第3問は、中小企業等協同組合制度及び商工組合制度の中で、組合関係者が理解しておかなければならない基本的事項や重要事項について、その内容を問うものである。平均得点率は52.3%、合格水準に達した者は48.0%の117名と、本年度の「組合制度」の試験問題4問中では最も低い結果となった。問題は6問の中から3問を選択し、4行以内で説明記述するものであるが、設問の選択状況を見ると、設問3が189名で最も多く、次いで設問6が152名、設問2が141名、設問4が111名、設問1が65名、設問5が44名となっている。

第4問は、中小企業等協同組合法（以下「中協法」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（以下「中団法」という。）を中心にその理解度を問うものである。総会、理事会等の業務遂行上の基本的事項を中心とした出題であったためか、合格水準に達した者は79.9%と、本年度の「組合制度」の試験問題の中では第1問に次いで高い結果となったが、昨年度と比べると10.2ポイント下回っている。以下、各文章に関する中協法、中団法の条項を掲げておく。

1. 中協法第42条（商法等の準用）（商法第261条第1項）
2. 中協法第35条第4項（役員）、中団法第5条の23第3項・第47条第2項（準用）
3. 中協法第52条第1項（総会の議事）、中団法第47条第2項（準用）
4. 中協法第36条の3第1項（理事会）、中団法第5条の23第3項・第47条第2項（準用）
5. 中協法第11条第3項（議決権及び選挙権）・第36条の3第2項（理事会）、中団法第5条の10第2項（議決権及び選挙権）・第5条の23第3項（準用）・第36条第2項（議決権及び選挙権）・第47条第2項（準用）
6. 中協法第42条（商法等の準用）（商法第260条の4第2項）、中団法第5条の23第3項・第47条第2項（準用）
7. 中協法第55条第7項（総代会）、中団法第47条第2項（準用）
8. 中団法第100条の3（組織変更）
9. 中協法第35条の2（役員の変更の届出）、中団法第5条の23第3項・第47条第2項（準用）
10. 中協法第86条第2項（変更の登記）、中団法第5条の23第5項・第54条（準用）

第1問

次の設問のうちから1問を選び、解答用紙の解答欄に400字以内で記述しなさい(400字を超えた場合は減点します。なお、選択した設問の番号を必ず解答用紙の所定の欄に記入しなさい)。

〔設問1〕 中小企業等協同組合法における「加入・脱退の自由」について述べなさい。

〔設問2〕 今日の時代において、中小企業組合制度が持つ積極的な役割について述べなさい。

〔解答例〕

第1問

〔設問1〕

組合は、相互扶助の精神を基調とする組織であることから、加入及び脱退は任意でなければならない。中小企業等協同組合法において「加入・脱退の自由」は組合の基準・原則として明示されるとともに、加入の自由、脱退の自由がそれぞれ規定されている。組合への加入は、組合員資格を有する者と組合との契約の締結であり、加入申込みをし、定款に定められた出資をすることにより初めて組合員たる地位が得られる。組合は正当な理由がないのに加入を拒み、また現在よりも困難な条件を付してはならない。一方脱退は、自由脱退と法定脱退があり、前者の場合組合員は90日前までに予告し、

事業年度の終わりにおいて脱退することができる。組合はこの予告期間を1年以内の期間で延長することができる。後者は、組合員資格の喪失や死亡・解散、除名等がこれに該当する。なお、脱退したときは、定款の定めにより持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

〔設問2〕

中小企業が独創性、機動性等を発揮して新たな事業活動を展開していくためには、経営ノウハウ、技術、情報等のソフトな経営資源等の充実強化が大切であるが、これらの経営資源をすべて中小企業が内部に保有することは難しく外部資源の活用が不可欠である。

中小企業組合制度は、中小企業が有する機動性、柔軟性や創造性などを活かして、自立化を目指す同質、異質な企業が「経営資源の相互補完を図るための組織」として位置付けられ、その積極的な活用が期待されている。

また、中小企業組合には、会社のような最低資本金の制約がなく、小資本でも法人格が取得できるため、相互扶助精神に

よって運営され、税制面等の支援策もある中小企業組合を活用してまず創業し、事業実績が上がった段階で、会社組織に移行し更なる成長を指向することも可能なことから、中小企業組合は簡便な創業、新事業への挑戦のための手段としての役割が期待されている。

(次号につづく)